3　バラスト水の有望な処理技術の試験及び評価を行うためのプログラムを作成し、及び実施するに当たり、締約国は、次のことを行う。

3.1　機関が作成する指針を考慮すること。

3.2　当該処理技術の試験を効果的に行うために必要な最小限の数の船舶にのみ参加を認めること。

4　処理システムは、試験及び評価の期間を通じて、一貫して、かつ、設計どおりに運用する。

D－五規則　機関による基準の再検討

1　D－二規則に定める基準の効力が生ずる最も早い日の遅くとも三年前までに開催される委員会の会合において、委員会は、適切な技術が当該基準の達成のために利用可能か否かの決定、2に定める基準の評価及び開発途上国特に開発途上にある島嶼国の開発の必要に関する社会経済上の影響の評価を含む再検討を行う。委員会は、また、B－三規則1に規定する船舶についての関係要件及びこの附属書に規定するバラスト水管理の他の側面（機関が作成する指針を含む。）を検討するため、適当な場合には、定期的な再検討を行う。

2　適切な技術の再検討は、次のことも考慮して行う。

2.1　船舶及び乗組員に関する安全についての考慮

2.2　環境上の受容性、すなわち、適切な技術によって解決される環境上の影響よりも多大な影響を生じないこと。

2.3　実行可能性、すなわち、船舶の設計及び運航との両立性

2.4　費用対効果、すなわち、経済的であること。

2.5　バラスト水の中の有害な水生生物及び病原体を除去し、又は殺滅することに関する生物学的な有効性

3　委員会は、1に規定する再検討を行うため一又は二以上の部会を設置することができる。委員会は、当該部会の構成及び付託事項並びに設置された当該部会で取り扱うべき特定の問題を決定する。当該部会は、締約国による検討のため、この附属書の改正のための提案を作成し、及び勧告することができる。締約国のみが、委員会が行う勧告及び改正の決定の作成に参加することができる。

4　このD－五規則に規定する再検討に基づき、締約国がこの附属書の改正を採択することを決定する場合には、当該改正は、条約第十九条に定める手続に従って採択され、及び効力を生ずる。

E節　バラスト水管理のための検査及び証明の要件

E－一規則　検査

1　この条約が適用される総トン数四百トン以上の船舶（浮体式プラットフォーム、浮体式貯蔵施設及び浮体式生産貯蔵・取卸施設を除く。）は、次に定める検査を受ける。

1.1　船舶の就航前又はE－二規則若しくはE－三規則の規定によって要求される証書が初めて発給される前に行われる最初の検査。この検査は、B－一規則の規定が要求するバラスト水管理計画並びに関連する構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料又は工程が、この条約の要件に完全に適合することを確認する。

1.2　E－五規則2及び5から7までの規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査。この検査は、B－一規則の規定が要求するバラスト水管理計画並びに関連する構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料又は工程が、この条約の関係要件に完全に適合することを確認する。

1.3　証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内又は三回目の検査基準日の前後三箇月以内に行う中間検査。この検査については、1.4に定める年次検査の一に代えて行う。この中間検査は、バラスト水管理のための設備、関連する装置及び工程が、この附属書に定める関係要件に完全に適合しており、かつ、良好な作動状態にあることを確保する。この検査を行った場合には、E－二規則又はE－三規則の規定に基づいて発給される証書に裏書をする。

1.4　検査基準日の前後三箇月以内に行う年次検査（B－一規則の規定が要求するバラスト水管理計画に関連する構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料又は工程が、9の規定に従って維持され、かつ、船舶の予定された用途に適合することを確保するために行う一般的な検査を含む。）。この年次検査を行った場合には、E－二規則又はE－三規則の規定に基づいて発給される証書に裏書をする。

1.5　この条約に完全に適合するため、構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料の必要な変更、交換又は著しい修繕が行われた場合には、状況に応じ、全般的又は部分的な追加検査を行う。この追加検査は、船舶がこの条約の要件に適合するように変更、交換又は著しい修繕が実効的に行われたことを確保する。当該追加検査を行った場合には、E－二規則又はE－三規則の規定に基づいて発給される証書に裏書をする。

2　主管庁は、1の規定が適用されない船舶がこの条約の関係規定に適合することを確保するため、適当な措置をとる。

3　この条約の実施を目的とする船舶の検査は、主管庁の職員が行う。もっとも、主管庁は、自己の指名する検査員又は自己の認定する団体に検査を委託することができる。

4　3の規定により検査を行う検査員を指名し、又は当該検査を行う団体を認定する主管庁は、指名された検査員又は認定された団体（注2）に対し少なくとも次のことを行う権限を与える。

4.1　指名された検査員又は認定された団体が検査を行う船舶に対してこの条約の規定に適合することを要求すること。

4.2　締約国である寄港国の適当な当局からの要請に応じて検査及び監督を行うこと。

注2　機関が決議A七三九(18)において採択した指針（機関が改正する場合には、当該改正を含む。）及び機関が決議A七八九(19)において採択した基準（機関が改正する場合には、当該改正を含む。）を参照すること。

5　主管庁は、指名された検査員及び認定された団体に与える権限についてその責任の範囲及び条件を機関に通報するものとし、機関は、締約国の職員が了知するよう締約国に対しその通報を回章に付する。

6　主管庁、指名された検査員又は認定された団体が、船舶のバラスト水管理がE－二規則若しくはE－三規則の規定によって要求される証書の記載事項どおりでないと判断する場合又は船舶が航行に際して環境、人の健康、財産若しくは資源に害を与えるおそれがあると認める場合には、当該検査員又は当該団体は、船舶を適合させるために是正措置がとられることを速やかに確保する。検査員又は団体は、直ちに通報されるものとし、適当な場合には、証書が発給されないこと又は証書が回収されることを確保する。船舶が他の締約国の港にあるときは、寄港国の当局は直ちに通報を受ける。主管庁の職員、指名された検査員又は認定された団体が寄港国の適切な当局に通報した場合には、寄港国の政府は、これらの職員、検査員又は団体に対し、このE－一規則の規定に基づく義務（条約第九条に規定する措置を含む。）の遂行に必要な援助を与える。

7　船舶に事故が生じた場合又はこの条約に従ってバラスト水管理を行う船舶の能力に実質的な影響を及ぼす欠陥が発見された場合には、当該船舶の所有者、運航者又は他の責任者は、できる限り速やかに、証書の発給について責任を有する主管庁、認定された団体又は指名された検査員に報告するものとし、報告を受けた者は、1の規定により要求されるような検査が必要であるか否かを決定するための調査を開始する。当該船舶が他の締約国の港にある場合には、当該船舶の所有者、運航者又は他の責任者は、当該他の締約国の当局にも速やかに報告するものとし、指名された検査員又は認定された団体は、この報告が行われたことを確認する。

8　主管庁は、あらゆる場合において、検査の完全性及び実効性を十分に保証するものとし、この義務の履行のため必要な措置をとる。

9　船舶並びにその設備、装置及び工程の状態は、船舶が環境、人の健康、財産又は資源に害を与えることなく航行することを確保するため、全ての点においてこの条約に適合するように維持するものとする。